

○指定講習機関の指定等に関する規程の運用について(通達)

(平成2年8月29日岡運免第293号警察本部長例規)

改正	平成4年12月岡運免第390号・岡運教第295号	平成8年8月岡運免第466号
	平成9年2月第71号	平成10年3月第53号
	平成12年2月岡運教第19号	平成15年1月第11号
	平成15年9月第121号	平成18年3月岡務第68号
	平成26年5月29日岡運免第207号	平成26年10月27日岡運免第383号
	平成27年3月25日岡運免第136号	平成29年3月8日岡運免第99号
	平成31年4月9日岡務第329号	令和元年6月28日岡務第522号
	令和3年3月24日岡務第255号	

各部長・参事官・所属長

この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第90号)が制定され、本年9月1日から施行されることとなった。

この改正は、運転者教育の充実を図ることを目的に行われたもので、初心運転者期間制度及び取消処分者講習制度の新設が柱となっているものである。

これにより、初心運転者期間制度による初心運転者講習(以下「講習」という。)を、公安委員会が指定する指定講習機関(以下「講習機関」という。)に行わせるため、指定講習機関の指定等に関する規程(平成2年8月29日岡山県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。)が制定されたが、この規程の解釈及び運用は、次のとおりであるので誤りのないようになされたい。

記

第1 指定講習機関の指定申請手続

規程第4条に規定する岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が定める申請の手続は、次のとおりとする。

1 指定申請書の提出

指定講習機関指定申請書(以下「申請書」という。)は、正・副本を交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)を経由して公安委員会に提出させるものとする。

2 申請書添付書類

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第2条第2項に規定する申請書の添付書類の内容等は、次のとおりとする。

(1) 資産の総額及び資産の種類を記載した書面並びにこれを証する書面

ア 「資産の総額」は、動産、不動産、債権及び債務を含め、正味財産を記載するものとする。

イ 「資産の種類」は、現金預貯金、貸付金、有価証券等の別をいう。

ウ 「資産の種類を記載した書面」は、ア及びイで定めた資産の総額・種類を流動資産、固定資産、負債等の別に分けて作成した書類とする。

エ 「これを証する書面」とは、現金残高実査証明書、預貯金残高証明書、有価証券類等預り証明書、勘定元帳、不動産鑑定士による鑑定評価書等をいう。

(2) 指定講習機関の施設等の総括を記載した書面

指定講習機関の指定基準の課題数等を総括して記載した指定講習機関施設等一覧表(様式第1号)

(3) 運転適性指導員(以下「適性指導員」という。)及び運転習熟指導員(以下「習熟指導員」という。)の数を記載した書面

講習業務に携わる者を記載した取消処分者講習従事者名簿(様式第2号)、初心運転者講習従事者名簿(様式第2号の2)及び所掌事務を明らかにした事務分掌表(様式第3号)

(4) 講習指導員を選任した書面

運転適性指導員選任(解任)書(様式第4号)及び運転習熟指導員選任(解任)書(様式第4号の2)の写し

(5) 特定講習に使用するコース敷地の面積並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

講習機関の全コースの配置を明らかにした図面1葉

(6) 特定講習に使用する建物その他の設備の状況を明らかにした図面

教室等の配置を明らかにした建物の平面図1葉

(7) 特定講習に使用する自動車又は原動機付自転車の種類を明らかにした図面

講習に使用する車両の全てを記載した講習車両一覧表(様式第5号)

(8) 特定講習の細目、時間、方法等を定めた講習計画書

講習細目、講習の受付・実施時間割、演習のコース図(所内・路上)講習の方法、教材等を記載した講習計画書

(9) その他参考となる書面

講習業務以外の業務を明らかにした書面

3 運転免許課長の措置

運転免許課長は、講習機関から申請書を受理したときは、指定要件等の審査を行い、その結果に意見を付して公安委員会に報告するものとする。

4 変更の届出

規程第6条に規定する変更の届出は、正・副本2部に変更に係る書類を添えて提出するものとする。

第2 養成教養及び資格審査

1 適性指導員の資格審査は、次により行うものとする。

(1) 審査の対象

資格審査は、講習の内容の特殊性に鑑み、原則として次のいずれかに該当する者を対象とする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、取消処分者講習の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)

イ 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者(従事した期間が5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。)で、国家公安委員会が指定した講習(自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」をいう。)と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められるもの

(2) 審査の方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、指導講習員として従事した経験等の審査を行う。

イ 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ 面接審査

面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

2 習熟指導員の養成教養及び資格審査は、次により行うものとする。

(1) 養成教養

運転免許課長は、習熟指導員養成教養(以下「養成教養」という。)の年間計画を策定し、次により実施するものとする。

ア 運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準(別表第1)に基づいて行う。

イ 教養日は、7日間の集中又は分散で行い、受審日までに所定の教養を修了する。

ウ 教養種目中「基礎理論」の教養は全員合同で行い、教養種目中「実技」の教養は資格別に行う。

エ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者に対する教養科目「運転適性検査実施要領」の教養は、14時間のうち4時間(「初心運転者用運転適性検査90—3」の教養)についてのみ行う。

(2) 資格審査の申請

ア 習熟指導員資格の資格審査申請は、運転習熟指導員資格審査申請書(様式第6号)を運転免許課長に提出して行うものとする。

イ 資格審査の申請は、管理者を通じて行うものとする。

ウ 申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(ア) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項に規定する教習指導員資格者証の写し

(イ) 本部長が別に定める運転適性検査・指導者資格者証(以下「運転適性検査・指導者資格者証」という。)の交付を受けている者は、その写し

(ウ) 経歴書(様式第7号)

(3) 資格審査の実施

規程第9条第2項に規定する資格審査の方法及び基準は別表のとおりとし、運転免許課長は、同表により資格審査を次によって実施する。

ア 運転習熟指導員審査基準(別表第2)の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

イ 学科試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあつては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあつては、おおむね20問・40分、論文式にあつては60分とする。

なお、審査は、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式の併合の方法によって行うことができるものとする。

ウ 審査実施担当者は、運転免許課長が運転免許課員の中から指定するものとする。

(4) 資格審査の免除

ア 審査を受けようとする者が、習熟指導員資格審査におけるいずれかの区分の資格審査に合格している場合は、審査項目「運転習熟指導についての知識」を免除するものとする。

イ 審査を受けようとする者が、過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、「合格に係る審査細目」を免除するものとする。

3 他都道府県の資格取得者

他の都道府県の資格審査に合格した者が転入した場合は、書類又は面接によって資格要件の確認を行い、その資格を認めるものとする。

4 指導員に対する教養

(1) 規程第12条に規定する「国家公安委員会の指定する講習を受講する者の指名」は、運転免許課長が講習機関の意見を聞いて指名するものとする。

(2) 規程第13条第1項に規定する本部長の行う研修会は、運転免許課長が合同又は資格別に区分して実技、講義等の方法で行うものとする。

第3 講習機関の業務

1 講習業務規程の制定

規程第 16 条の規定により本部長が定める事項及び規定に当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 「特定講習を行う時間及び休日に関する事項」は、講習の実施日、開始・終了の時間及び休日を明らかにしておくものとする。

(2) 「手数料の収納に関する事項」には、講習手数料の徴収方法及びこれらの金銭の保管及び管理の方法を具体的に定めるものとする。

また、初心運転者講習に係る通知手数料は、講習受付時に通知手数料納付書(様式第 8 号)に必要な事項の記載を求め、手数料とともに提出を受けるものとする。講習機関においては、手数料を徴収したときは証紙貼付欄に岡山県収入証紙を貼付した後、速やかに運転免許課長に送付するものとする。

(3) 「特定講習指導員の選任及び解任に関する事項」には、適性指導員及び習熟指導員の選任及び解任の手續並びに適性指導員及び習熟指導員であることを証する証明書の発行に関する事項等を定めるものとする。

(4) 「その他特定講習の実施に関し必要な事項」には、適性指導員及び習熟指導員等の勤務時間割及び講習受講申込みの受理手續に関する事項並びに秘密の保持に関する事項を定めるものとする。

2 帳簿等

(1) 業務の明確化

講習機関は、講習業務に係る経理等の状況を明らかにするため、会計帳簿等業務関係の簿冊を他の業務と区分して備え付けて、収支決算を明確にしておかなければならない。

(2) 帳簿

規則第 12 条に規定する講習機関が備え付ける帳簿は、取消処分者講習を行う講習機関にあっては取消処分者講習実施簿(様式第 9 号)とし、初心運転者講習を行う講習機関にあっては初心運転者講習実施簿(様式第 9 号の 2)とする。

(3) 台帳

運転免許課長は、次に掲げる台帳を備え付けなければならない。

ア 運転適性指導員選任(解任)台帳(様式第 10 号)

イ 運転習熟指導員選任(解任)台帳(様式第 10 号の 2。以下「選任(解任)台帳」という。)

ウ 取消処分者講習終了証明書交付台帳(様式第 11 号)

エ 初心運転者講習終了証明書交付台帳(様式第 11 号の 2)

3 講習機関の組織

(1) 講習機関は、講習の業務に従事する者の事務分掌を明確にして秘密保持に努めるものとする。

- (2) 適性指導員の選任又は解任は、運転適性指導員選任(解任)書を、習熟指導員の選任又は解任は、運転習熟指導員選任(解任)書を交付して行うものとする。
- (3) 適性指導員及び習熟指導員の選任又は解任を行った場合は、その状況を選任(解任)台帳に明らかにしておくものとする。
- (4) 適性指導員及び習熟指導員を選任したときは、指導員証明書(様式第12号)を交付し、その状況を選任(解任)台帳に明らかにしておくものとする。
- (5) 適性指導員及び習熟指導員を解任したときは、指導員証明書を返納させ、その状況を選任(解任)台帳に明らかにしておくものとする。

第4 講習の休廃止

講習を休止又は廃止しようとするときは、その理由を明らかにしておおむね1月前までに運転免許課長に申請書を提出するものとする。

第5 検査及び報告

1 検査

講習機関に対する検査は、運転免許課長が定期又は随時に行うものとする。

- (1) 定期に行う検査は、あらかじめ日時を指定して業務全般にわたって行うものとする。
- (2) 随時に行う検査は、講習の立会、帳簿等の点検、指導員に対する教養結果の確認等の方法によって適宜行うものとする。
- (3) 検査に当たっては、講習機関に必要な報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 検査の結果、講習の内容等に適切でないものが認められたときは、必要な指導を行うものとする。

2 報告

(1) 定期報告

講習機関は、事業結果を毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支決算書により、運転免許課長に報告しなければならない。

(2) 随時報告

講習機関は、講習中に交通事故が発生した場合は、講習中の交通事故発生報告書(様式第13号)により、運転免許課長に速報しなければならない。講習機関に関する紛議事案又は特異事案が発生した場合も速報しなければならない。

第6 文書の保存

1 文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
運転適性指導員資格審査申請書	運転免許課	1年
運転習熟指導員資格審査申請書	運転免許課	1年
通知手数料納付書	運転免許課	5年

運転適性指導員選任(解任)台帳	運転免許課	長期
運転習熟指導員選任(解任)台帳	運転免許課	長期
取消処分者講習終了証明書交付台帳	運転免許課	5年
初心運転者講習終了証明書交付台帳	運転免許課	5年
講習中の交通事故発生報告書	運転免許課	1年

2 申請書に添付する書類は、申請書の保存期間に準じて保存するものとする。

別表第1

運転習熟指導員養成教養の科目及び時間の基準

教養種目	教養科目	教養内容	時間
基礎理論	1 初心運転者講習の目的と必要性 (1) 安全運転意識の向上 (2) 新たな心構え	ア 安全マインドを身につけ、ドライバーとしての社会的責任を自覚し、誰からも期待される良き交通社会人とならねばならないことを意識づけるための指導要領を習得する。 イ 講習の成果を今後の運転に生かす決意と、自己の運転能力を正しく認識し、自ら改善することを心掛けるような意識を持たせるための指導要領を習得する。	2
	2 初心運転者の特性	運転に必要な知識・技能が十分に定着していないために発生する初心運転者の交通事故実態や、初心運転者期間内に交通違反や交通事故を起こした者は、その後も交通事故を起こしやすい傾向にあるなど初心運転者の特性に関する知識を習得する。	2
	3 教育心理学	講習を通じて得た知識・技能を自己の行動母型として内在化し、身につけ、それが日常の運転行動に与えるほどの影響の大きい講習とするため、受講者心理を踏まえた教授方法に関する基礎的知識を習得する。	1 4 2
	4 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界及びタイヤ、ブレーキの性能等、車両システム原理・限界等を正しく理解し、安全運転のための自動車工学に関する基礎的知識を習得する。	2
	5 集団討論議法	道路交通の場における危険場面を設定しての集団討論の実施要領、展開の仕方及び指導要領を習得する。	2
	6 道路交通の場における危険場面の設定要領及び指導助言技術等の実習	初心運転者が実際の道路交通の場で起こしうる危険場面の設定要領及びその場に潜んでいる危険の抽出、対応要領等について適切に助言できる技術を習得する。	4
	7 運転適性検査実施要領 (1) 基礎講座 (2) 応用講座	ア 運転適性検査の実施、実施上の注意事項、検査粗点の算出、適性判定値算出及び性能別判定値の算出等の要領を習得する。 イ 適性診断票の作成、適性診断票の読み方、適性診断票による指導助言要領を習得する。	7 1 4 7
実	1 所内コースにお	初心運転者の特性を踏まえた課題の設定・観察要領及び	9 2

技	ける運転技能の補正及び指導要領	不適切な運転行動に対する指導要領を習得する。	1
	2 所内コースにおける危険予知・危険判断の実地訓練及び指導要領	危険予知・危険判断の課題の設定要領、情報のとり方の指導要領及び緊急制動・緊急回避についての技能及び指導要領を習得する。	3
	3 路上における運転行動の観察及び指導要領	路上における課題の設定・観察要領、交通法令遵守の指導要領、運転態度・マナーの指導要領及び交通情報のは握との確な判断・処理等についての指導要領を習得する。	9
教養時間合計 49 時間 (7 日間)			

別表第 2

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知(制御)能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90%以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行(自動二輪車)の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によるものとし、その合格基準は、それぞれ 90%以上の成績であること。
	2 集団討論法に関する知識	集団討議の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ 90%以上の成績であること。
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬(シミュレーション)し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度(安全マインド)を身につけさせる指導能力及び運転中にお	

	知識	ける心配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	
--	----	------------------------------------	--